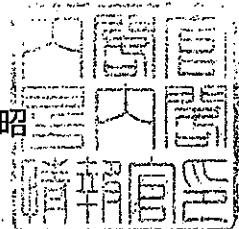


閣 情 第 700 号
令和 2 年 7 月 20 日

内閣情報官

瀧澤 裕昭

保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）



令和 2 年 6 月 12 日付け（同年同月 16 日受付）で開示請求のありました保有個人情報（「荻上チキ [REDACTED] に関する収集あるいは作成された個人情報あるいはプロファイルなどの一切。あるいは、あらゆる目的で調査・収集・作成された「荻上チキ」についての記述が含まれる資料の一切。例えば審議会などの参加委員者選別、テレビやラジオ・ネットなどの言論動向を把握するためのメディアチェック内の記述、議員へのレクチャー、防犯・防災などのために調査された検査情報を含む。」）については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「法」という。）第 17 条及び第 18 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、存否を明らかにしないこととしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	荻上チキ [REDACTED] に関する収集あるいは作成された個人情報あるいはプロファイルなどの一切。あるいは、あらゆる目的で調査・収集・作成された「荻上チキ」についての記述が含まれる資料の一切。例えば審議会などの参加委員者選別、テレビやラジオ・ネットなどの言論動向を把握するためのメディアチェック内の記述、議員へのレクチャー、防犯・防災などのために調査された検査情報を含む。
開示をしないこととした理由	本件開示請求の対象となる行政文書は、存否を明らかにした場合、内閣の情報機関である内閣情報調査室の情報関心等が推察されることとなり、それによって、悪意を有する相手方が対抗・妨害措置を講じるなど、当室が行う業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがある。 したがって、本件対象文書の存否を答えること自体が、法第 14 条第 4 号及び第 7 号の不開示情報を開示することとなるため、法第 17 条の規定に基づき、その存否を明らかにしないこととする。